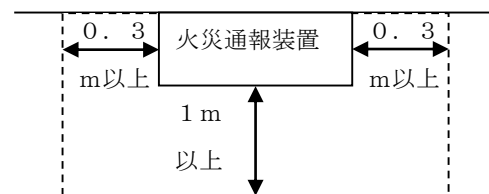


基準 2 7 消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準

第 1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次の各項に定めるところによる。

- 1 令第 2 3 条に定める「消防機関」とは、消防本部、消防署、消防分署、消防出張所等とし、「著しく離れた場所」とは、概ね 1 0 k m 以上離れた場所及び車両等の進入手段のない到達に相当時間（1 時間以上）を要する場所であること。（指導事項）
- 2 規則第 2 5 条第 1 項に定める「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とするよう指導すること。
- 3 消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）の設置及び維持に関する基準は、次の各号によること。
 - （1）火災通報装置は、努めて登録認定機関の認定品とするよう指導すること。
 - （2）設置は、次のアからクまでによること。
 - ア 防災センター等常時人がいる場所が複数ある場合、原則として 1 の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
 - イ 手動起動装置には、いたずら等による誤報防止の措置が講じられているよう指導すること。
 - ウ 温度、湿度、衝撃、振動及び地震による震動等の影響を受けないように設けるよう指導すること。
 - エ 周囲に操作及び点検に必要な空間を設けるよう指導すること。（第 2 7 - 1 図参照）

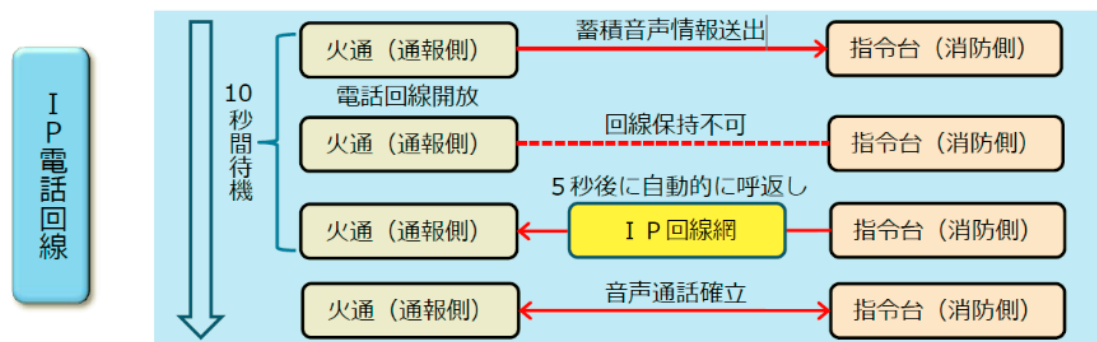
第 2 7 - 1 図



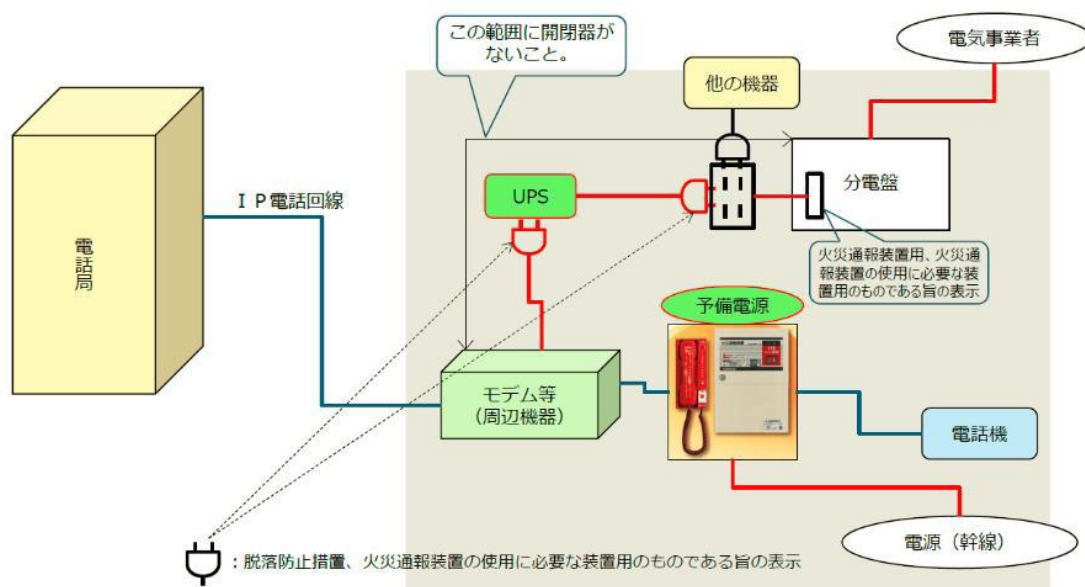
- オ 火災通報装置の直近には、専用の送受話器を設置するよう指導すること。
- カ 一般的な送受話器を非常用送受話器として設置するものは、専用のものとして火災通報装置本体の直近に設け、かつ、他の内線電話等と明確に区別させるよう指導すること。
- キ 手動起動装置、非常用送受話器には、標識等により、その旨を明示するよう指導すること。
- ク 手動起動装置は、床面からの高さが 0. 8 m（いすに座って操作するものにあつては 0. 6 m）以上 1. 5 m 以下の箇所に設けるよう指導すること。
- （3）接続する電話回線は、次のアからエまでによること。
 - ア 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続すること。この場合において構内交換機等の内線には接続されていないものであること。
 - イ 電話回線は、利用度の低い加入回線又は利用度の低い発信専用回線のうちの 1 回線を使用するよう指導すること。
 - ウ I P 電話回線（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行う電話回線をいう。）を使用する場合は、消防機関からの呼び返し信号を確実に受信できるもの（第 2 7 - 2 図参照）及び予備電源が設けられた回線終端装置等（回線終端装置その他の I P 電話回線を使用するために必要な装置をいう。）を介すること。
 - エ 火災通報装置の電話回線への接続は、回線終端装置等を媒介することにより当該電話回線を適切に使用することができ、かつ、電話機、F A X 等、同一の電話回線に接続する他の機器等が行う通信の影響により、当該火災通報装置の機能に支障をきたすおそれのない位置に接続すること。（接続例を第 2 7 - 3 図及び第 2 7 - 4 図に示す。）

第 2 7 - 2 図

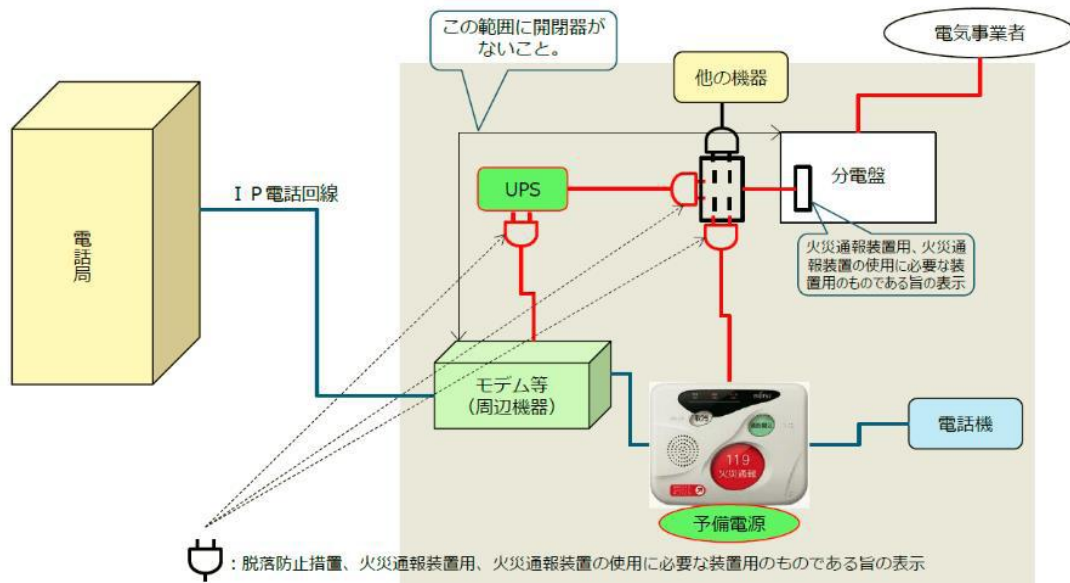
(I P 電話回線を使用した場合の消防機関からの呼び返し信号を確実に受信するための例)



第 2 7 - 3 図 (接続例 1)



2 7 - 4 図 (接続例 2)



- (4) 通報内容は、火災である旨又は自動火災報知設備作動の旨並びに防火対象物の所在地（市、郡名から始まること）、建物名及び電話番号（市外局番を含める）とする。
- (5) 配線及び電源は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、火災通報装置から遠隔起動装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定によるよう指導すること。

4 標識等は、次によること。

自動火災報知設備と連動した場合は、自動火災報知設備の受信機及び発信機に、火災通報装置と連動である旨の表示をすること。表示は、基準38によるよう指導すること。

第2 特例適用の運用基準

令第32条を適用する場合の基準は、次の各項に定めるところによる。

- 1 次の各号のいずれかに該当する防火対象物で、消防機関へ常時通報することができる電話が、防災センター等に設置されており、かつ、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報、その他これらに関連する内容をいう。）が明示される場合は、火災通報装置を設置しないことができる。

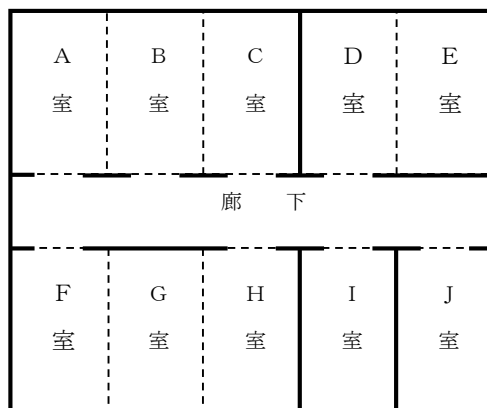
- (1) 令別表第1(5)項イのうち、宿泊室数が10以下であるもの。

なお、この場合における宿泊室とは、旅館業法施行令に定める宿泊室とし、旅館業法に規定するもの以外の防火対象物の宿泊室数算定は、廊下等共用部分から直接出入りすることができる開口部の有無により判断し、開口部がある場合は、1室と算定すること。（第27-2図参照）

- (2) 令別表第1(6)項イ(3)、(4)のうち、病床が19以下であるもの。

- (3) 令別表第1(6)項ハのうち、通所施設（就寝施設を有するものを除く。）であるもの。

第27-2図



(凡例)

襖・障子等 - - - - -

壁 —————

(算定方法)

① A、B及びC室は、各1室と算定

② D及びE室は、1室と算定

③ F、G及びH室は、2室と算定

④ I及びJ室は、各1室と算定

∴ ①+②+③+④=8室と算定する。

- 2 同一敷地内に設置義務のある棟が複数あり、次の各号のいずれかに該当する場合は、火災通報装置の設置を1の棟とすることができる。

- (1) 防災センター等に火災通報装置本体を設置し、かつ、防災センター等に設置された1の自動火災報知設備の受信機により、火災通報装置の設置義務のある、同一敷地内の全ての棟を集中監視している場合

- (2) 主たる棟に火災通報装置本体を設置し、かつ、主たる棟以外の棟（以下「別棟」という。）に当該火災通報装置の遠隔起動装置を設置しているもので、次のアからウまでに該当する場合

ア 火災通報装置本体及び遠隔起動装置は、防災センター等に設置されていること。ただし、無人となることがある別棟の遠隔起動装置は、多数の者の目にふれやすく、かつ、火災に際し、すみやかに操作できると認められる箇所及び防災センター的な箇所にそれぞれ設置されていること。

イ 主たる棟と別棟の防災センター等の間には、相互通話設備が基準 24、第 2、第 4 項の規定」の例により設けられていること。

ウ 火災時において、通報連絡、初期消火、避難誘導等の措置を講じることができると認められる体制が整備されていること。